

約款・規定集の一部改定のご案内

FFG 証券株式会社

第 9 章 国内外貨建債券取引規定

(下線部分変更)

新	旧
第 2 条 (受渡期日) 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>3</u> 営業日目とします。	第 2 条 (受渡期日) 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>4</u> 営業日目とします。

第 14 章 積立投資信託取扱約款

(下線部分変更)

新	旧
第 4 条 (申込み方法) お客様は次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。 ① (現行どおり) ② お客様が当社所定の <u>方法により申し込みのうえ</u> 、当社が承諾していること。	第 4 条 (申込み方法) お客様は次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。 ① (省 略) ② お客様が当社所定の <u>本サービスの申込書に必要事項を記入、署名し、届出印を押印のうえ</u> 、当社へ提出し当社が承諾していること。

以上のとおり、2020年7月13日より「約款・規定集」を一部改定いたします。